

各障がい者手帳の種別、等級など	医療費の助成							補装具・日常生活用具					訪問指導・訓練事業・地域療育の支援							
	重度障がい者医療費の助成	歯科診療	自立支援医療費（更生医療）の支給	自立支援医療費（育成医療）の支給	給 自立支援医療費（精神通院医療）の支	療費の助成	特定医療費（指定難病）・特定疾患医	小児慢性特定疾病医療の給付	補装具費の支給	難聴児への補聴器購入費用の交付	日常生活用具の給付・貸与	車いすの貸出	障がい児等療育支援事業	重度障がい者訪問診査・相談指導	視覚障がい者家庭訪問指導事業	視覚障がい幼児療育指導事業	音声機能障がい者発声訓練教室	吃音教室	背髄損傷者日常生活支援事業	
身体	視覚	1・2	△	○	○				○		○	○	○	在宅の重度身体障がい者が対象	○	△				
	聴覚・平衡機能	2	△	○	○				○	※	○	○	○							
	音声・言語・そしゃく		△	○	○				○		○	○	○					○	△	
	肢体不自由	1・2	△	○	○				○		○	○	○							△
	心臓機能	1	△	○	○				○		○	○	○							
	じん臓機能	1	△	○	○				○		○	○	○							
	呼吸器機能	1	△		○				○		○	○	○							
	ぼうこう・直腸機能	1	△		○				○		○	○	○							
	小腸機能	1	△	○	○				○		○	○	○							
	免疫機能	1・2	△	○	○				○		○	○	○							
肝臓機能	1・2	△	○	○				○		○	○	○								
知的	A（重度）	○	△							○		○								
	B1（中度）	△	△							○		○								
	B2（軽度）		△							○		○								
精神	1級	○				○				○										
	2級					○				○										
	3級					○				○										
掲載ページ	35	35	36	36	36	37	37	38	38	39	39	41	41	41	41	42	42	42		
備考	所得制限あり		・十八歳以上 一定所得以上の場合原則対象外	・十八歳未満 一定所得以上の場合原則対象外	り対象外 一定所得以上の場合疾病の状況によ			種別、等級により制限あり	補装具の種類により制限あり	※手帳交付対象にならない両耳六十デシベル以上の軽度難聴児			主に障がい児を対象	覚障がいのある人が対象	象 就学前の視覚障がいのある幼児が対	が対象 喉頭を摘出し、音声機能を失った人	吃音で困っている人が対象	背髄損傷者が対象		

障がい種別事業該当一覧表（この表は目安です。詳しくは各窓口にお尋ねください。）

○…該当 △…一部該当 数字…等級制限あり（例：「1・2」は1級と2級が該当）

注）聴覚は2級まで、平衡機能と音声・言語・そしゃく機能は3級まで。

各障がい者手帳の種別、等級など		日常生活の支援															地域相談支援給付	計画相談支援給付	
		介護給付									訓練等給付								
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	短期入所（ショートステイ）	重度障がい者等包括支援	生活介護	施設入所支援	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援（A型・B型）	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助（グループホーム）			
身体	視覚	○		△		△	○		△	△	○	○	○	○	○	障がい者支援施設等・精神科病院に入所・入院している方が対象	居宅において単身等で生活する方が対象	○	
	聴覚・平衡機能	○				△	○		△	△	○	○	○	○	○			○	○
	音声・言語・そしゃく	○				△	○		△	△	○	○	○	○	○			○	○
	肢体不自由	○	△			△	○	△	△	△	○	○	○	○	○			○	○
	心臓機能	○				△	○		△	△	○	○	○	○	○			○	○
	じん臓機能	○				△	○		△	△	○	○	○	○	○			○	○
	呼吸器機能	○				△	○	△	△	△	○	○	○	○	○			○	○
	ぼうこう・直腸機能	○				△	○		△	△	○	○	○	○	○			○	○
	小腸機能	○				△	○		△	△	○	○	○	○	○			○	○
	免疫機能	○				△	○		△	△	○	○	○	○	○			○	○
肝臓機能	○				△	○		△	△	○	○	○	○	○	○	○			
知的	A（重度）	○	△		△	△	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
	B1（中度）	○			△		○		△	△	○	○	○	○	○	○	○		
	B2（軽度）	○			△		○		△	△	○	○	○	○	○	○	○		
精神	1級	○	△		△		○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2級	○			△		○		△	△	○	○	○	○	○	○	○		
	3級	○			△		○		△	△	○	○	○	○	○	○	○		
掲載ページ	45 58	45 58	45 58	45 58	45 58	45 58	45 58	45 59	45 60	45 59	46 59	46 59 60	46 60	46 60	46 60	46 57	46 57	46 57	
備考																		障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する方が対象	

障がい種別事業該当一覧表 (この表は目安です。詳しくは各窓口にお尋ねください。)

○…該当 △…一部該当 数字…等級制限あり(例:「1・2」は1級と2級が該当)

注) 聴覚は2級まで、平衡機能と音声・言語・そしゃく機能は3級まで。

各障がい者手帳の種別、等級など	手当・年金・貸付等										減免・割引														
	障がい厚生年金・障がい手当金	障がい者扶養共済制度	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	重度障がい者在宅生活応援制度	自動車事故対策機構による介護料の支給	自動車事故対策機構による介護料の支給	視覚障がい者施術所整備運営資金融資信用保証料交付事業	生活福祉資金	税													
												自動車税・自動車取得税	軽自動車税	所得税	住民税	関税及び消費税(貨物の輸入時のみ)	消費税	相続税	贈与税	個人事業税	不動産取得税	固定資産税			
身体	視覚	1~3	△	△	△	△	1・2	対象の詳細は、独立行政法人自動車事故対策機構にお問い合わせください	○	○	△	○	○	○	身体障がい者用の器具等の輸入など	○	○	○	△	心身障がい者を多数雇用する一定の事業所の事業主が家屋を取得し、一定の要件を満たした場合	心身障がい者を多数雇用する一定の事業所の事業主が家屋を取得し、一定の要件を満たした場合				
	聴覚・平衡機能	2・3	△	△	△	△	2		○	○	△	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○
	音声・言語・そしゃく	3	△	△	△	△			○	○	△	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○
	肢体不自由	1~3	△	△	△	△	1・2		○	○	△	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○
	心臓機能	1・3	△	△	△	△	1		○	○	△	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○
	じん臓機能	1・3	△	△	△	△	1		○	○	△	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○
	呼吸器機能	1・3	△	△	△	△	1		○	○	△	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○
	ぼうこう・直腸機能	1・3	△	△	△	△	1		○	○	△	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○
	小腸機能	1・3	△	△	△	△	1		○	○	△	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○
	免疫機能	1~3	△	△	△	△	1・2		○	○	△	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○
	肝臓機能	1~3	△	△	△	△	1・2		○	○	△	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○
	知的	A(重度)	○	△	△	○	○		△			○	△	○		○	○		○			○	○		
B1(中度)		○			△	△				○	△	○	○	○		○	○	○							
B2(軽度)		○			△	△				○	△	○	○	○		○	○	○							
精神	1級	○	△	△	△	△				○	△	○	○	○		○	○	○							
	2級	○			△	△				○		○	○	○		○	○	○							
	3級	○			△	△				○		○	○	○		○	○	○							
掲載ページ	69	70	72	73	74	75	77	77	78	78	80	81	82	83	84	84	85	86	86	86	87				
備考		障がい者の保護者が対象					身体と知的の重複者が対象														詳しくは、各市町村の固定資産税担当課までお尋ねください。産取得税課までお尋ねください。				

各障がい者手帳の種別、等級など	減免・割引																					
	交通								NHK放送受信料	内) N T T の無料番号案内(ふれあい案内)	預貯金等の利子非課税制度	ニュー福祉定期貯金	携帯電話	映画館	府立施設							
	鉄道	バス	O s a k a M e t r o	大阪シティバス	タクシー	航空機	船舶	有料道路							大阪府立の体育施設の使用料	大阪府立の博物館等の入館料	社会教育施設の使用料	児童施設における入館料の減免	料)大阪府営公園有料施設等の使用	大阪府立花の文化園の入園料	料)日本万国博覧会記念公園の使用	咲洲庁舎の駐車料
視覚	△	○	△	○	○	○	△	○	△	1~6	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
聴覚・平衡機能	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
音声・言語・そしゃく	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
肢体不自由	△	○	△	○	○	○	△	○	△	1・2	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
心臓機能	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
じん臓機能	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
呼吸器機能	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
ぼうこう・直腸機能	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
小腸機能	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
免疫機能	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
肝臓機能	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
A (重度)	△	△	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
B1 (中度)	△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
B2 (軽度)	△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
1級		△	△	△	△	△	△		△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
2級		△	△	△	△	△	△		△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
3級		△	△	△	△	△	△		△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
掲載ページ	89	89	90	90	91	91	91	92	92	93	93	94	95	95	96	96	98	99	100	101	102	
備考	く詳しくは、各事業者へお問い合わせ		減額欄に第1種・第2種の記載がある方が対象		手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃額」		く詳しくは、各事業者へお問い合わせ				対象の年金・手当等を受給されている方が対象		各携帯電話会社によって対象者の範囲が異なる								障がい者及び障がい者1名につき、その付添者1名まで免除となる。	

各障がい者手帳の種別、等級など	障がい者のための施設等									介護保険	後期高齢者医療制度	成年後見制度	障がい者医療・リハビリテーションセンター		
	大阪府障がい者社会参加促進センター	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）	稲スポーツセンター	大阪府立障がい者交流促進センター	製品常設販売店	大阪府盲人福祉センター	大阪府盲人福祉センター点字図書館	大阪府谷町福祉センター聴覚障がい者情報提供施設	視覚障がい者に配慮した公園施設等				公園利用サポートボランティア（ヒーリングガーデンクラブ）	大阪府障がい者自立相談支援センター（再掲）	大阪府立障がい者自立センター
身体	視覚	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○			身体障がい者、知的障がい者への相談支援に関する事
	聴覚・平衡機能	○	○	○	○			○		○	△	△	○		
	音声・言語・そしゃく	○	○	○	○					○	△	△	○		
	肢体不自由	○	○	○	○					○	△	△	○	○	
	心臓機能	○	○	○	○					○	△	△	○		
	じん臓機能	○	○	○	○					○	△	△	○		
	呼吸器機能	○	○	○	○					○	△	△	○		
	ぼうこう・直腸機能	○	○	○	○					○	△	△	○		
	小腸機能	○	○	○	○					○	△	△	○		
	免疫機能	○	○	○	○					○	△	△	○		
肝臓機能	○	○	○	○					○	△	△	○			
知的	A（重度）	○	○	○	○					○	△	○	○		
	B1（中度）	○	○	○	○					○	△		○		
	B2（軽度）	○	○	○	○					○	△		○		
精神	1級	○	○	○	○					○	△	○	○		
	2級	○	○	○	○					○	△	○	○		
	3級	○	○	○	○					○	△		○		
掲載ページ	153	153	153	154	155	155	155	156	157	161	168	174	177	178	179
備考											65歳以上の方と、40歳以上65歳未満の医療保険加入者が加入も対象	65歳から74歳の方で申請により一定の障がいがあると認められた人も対象		高次脳機能障がいのある人も対象	高次脳機能障がいのある人も対象